

処理工場認定制度の概要

1. 制度創設の経緯

処理工場認定制度は、使用済み容器の処理に際して、不適切な設備・処理方法による事故の多発、臭気等による周辺住民とのトラブルの多発を解決するための通商産業省の各都道府県当時への指導通達を起源とする。しかし、指導通達後も状況の好転はなく業界等の議論を踏まえて、1976年に通商産業省の外郭団体である日本自転車振興会（当時）の支援により当工業会で創設した。

その後、2004年に生産がピークだったバルク貯槽の処理が増加することを踏まえてバルク貯槽処理工場認定制度を創設した。

2. 認定基準

処理工場認定は、容器処理に当たって必要な設備を有しているか、適切な方法で処理を行っているか、の2点について調査し決定している。このため、当工業会では、認定基準を定めた基準を設けている。

A. 液化石油ガス容器処理工場認定基準

(1) くず化設備基準

- ① 残ガス回収、放出又は置換する場所の位置・構造が適切か
- ② 残ガス回収のための適切な設備を有しているか
- ③ 検知器を設置しているか
- ④ 残ガス処理場所近くの電気設備等の防爆性能を有しているか
- ⑤ くず化のための設備（プレス、切断機）を有しているか

(2) くず化方法の基準

- ① くず化処理前の容器の置き場が適切か
- ② 残ガス回収の方法が適切か
- ③ 残ガス処理容器と未処理容器置き場を分けているか
残ガス処理容器と未処理容器置き場を分けているか

B. バルク貯槽処理工場認定基準

(1) 設備基準

- ④ 残ガス回収、放出又は置換する場所の位置・構造が適切か
- ⑤ 残ガス回収のための設備（バルブを取り外すための装置及び器具類を有しているか）
- ⑥ 残ガスが滞留する可能性のある場所にガス検知・警報のための設備を有しているか
- ⑦ 残ガス処理場所近くの電気設備等の防爆性能を有しているか
- ⑧ くず化のための設備（プレス又は切断機等）を有しているか

(2) くず化方法の基準

- ⑨ バルク貯槽の種類、製造者等を特定するためバルク貯槽履歴書の提出を求めているか
- ⑩ 特定設備検査合格証番号と一致していることの確認をしているか
- ⑪ 残ガスの回収方法（燃焼処理、水置換用）が適切になっているか
- ⑫ 付属機器の取り外し方法が適切か
- ⑬ 残ガス処理バルクと未処理バルクの置き場を分けているか
- ⑭ 付属機器を取りはずした容器のくず化方法（付属機器取り外しの確認、貯槽内のガス濃度の検知等）

2. 認定事業者への依頼事項

- ① 賛助会員として当工業会活動への協力
- ② くず化処理本数等の定期的な報告（処理本数の合計についての統計作成及び当工業会ホームページ上で公表）
- ③ マニフェストによる処理状況の管理
- ④ 容器処理委員会への参加